

由利本荘市パブリックコメント募集要項

市の政策の案の名称	(仮称)由利本荘市中小企業振興基本条例（案）
意見募集の趣旨	市や商工団体をはじめ、金融機関や教育機関などが果たすべき責務や役割を明確にし、市民の理解と協力を得ながら中小企業及び小規模企業の活力が最大限発揮される環境づくりを推進していくための基本理念を条例として定めるもの。
意見を提出できる人	1 市内に在住・在勤・在学の方 2 市内に事務所・事業所を有する個人または法人、そのほかの団体 3 本市に納税義務を有する方 4 このパブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する方
意見の募集期間	令和7年9月1日(月)～令和7年9月30日(火)
意見の提出方法	所定の様式に、住所、氏名、市の政策の案に対する意見とその理由を記入し、直接または郵便等による送付、ファクス、電子メール等で提出してください。 所定の様式および公表資料は市役所産業振興部商工振興課に用意してあります。またホームページからダウンロードすることもできます。 【意見の提出先】 ・直接持参する場合 産業振興部商工振興課(市役所本庁舎3階) ・郵送等による送付の場合（令和7年9月30日必着） 〒015-8501 由利本荘市尾崎17番地 由利本荘市役所 産業振興部商工振興課宛 ・ファクスの場合 0184-24-3044 ・電子メールの場合 syoko@city.yurihonjo.lg.jp
公 表 資 料	意見募集資料(仮称)由利本荘市中小企業振興基本条例についてパブリックコメント(意見募集)の内容
担 当 部 課	産業振興部商工振興課工業振興班 電話 0184-24-6373
備 考	・結果の公表にあたっては、同趣旨のご意見を取りまとめのうえ、その要旨とそれに対する市の考え方をホームページで公表する予定です。また、個人が特定できる内容等、由利本荘市情報公開条例に規定する不開示情報は公表しません。 ・個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理します。 ・提出していただいたご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。 ・パブリックコメント手続は、市の政策の案を事前に市民に公表し、市民が情報を共有することで多くの市民からの意見が提出され、市民の考え方を幅広く聴きながら市政に反映することができます。 また、この手続により提出された意見は、政策の賛否を求めたり、必ずしも多数意見を反映させるために実施したりするものではありません。いただいたご意見は総合的に判断し、少数意見でも優れた意見については、政策の案に採用することも考えられます。